

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
機関連携研修会の実施	—	1回
社会福祉法人の連絡会議	—	1回

地域でできること

《市民》

- ・ 自分に合った福祉のサービスを選べるように情報を収集する。
- ・ 地域の病院や介護サービス事業所等の情報を把握する。

《関係団体等》

- ・ 関係団体等が提供する福祉サービスについて、情報を共有し、利用者へ提供できる体制を整える。



福祉は特別な誰かのためのものと思っていたけど、いざとなったらどこに相談すれば良いのか分からなかった。親の介護を経験して、福祉サービスや情報を前もって少しでも知っておけば、どんなに不安が少なく済んだかと思います。誰もが身近に感じられるくらい、サービスが充実するといいな。

💡 コラム

フレイル予防とは

「フレイル」とは、一般に加齢により、心身の活力が低下した状態などをいいます。年を取ると、筋力が落ちたり、全身の機能が衰えたりと、身体がもろくなってしまうことがあります。こういった状態が長く続くことで、介護が必要な状態になってしまうことが多いのです。

フレイル予防のポイントを4つ紹介します。

- ① 歯と口を健康に保つため、かかりつけ歯科医をもち、歯磨きの指導や定期的な歯科検診を受けましょう。
- ② 筋肉量を維持できるように、たんぱく質の多い肉や魚、大豆製品などを積極的に取るようにしましょう。
- ③ 筋力が衰えないように、毎日コツコツと身体を動かしましょう。
- ④ 人とのつながりの低下は、フレイルの第1段階ともされています。地域活動に参加するなど、地域のつながりを大切にしましょう。

■現状と課題

市では、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加しているとともに、近年では、認知症高齢者や障害のある人も増加傾向にあることから、成年後見制度のパンフレットを作成し、制度の普及や活用を支援するほか市長申立てによる支援を行っています。

また、高齢者をはじめ、障害のある人、子ども等が安心して地域で生活できるよう、虐待通報等への対応や、虐待防止のための研修会等を開催しています。

社協では、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）を実施し、高齢者・障害のある人が安心して地域で生活できるよう支援しています。また、各施設運営においても個人の尊厳に配慮した支援を行っています。

今後も、虐待事案への対応や支援などの充実を図るほか、成年後見制度の普及と活用など権利擁護を推進していく必要があります。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもへの虐待防止対策」が17.8%を占めており、団体アンケートの設問【包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「支援を必要とする者の早期把握」が25.0%と最も割合が高くなりました。

■目指す姿

認知症高齢者、障害のある人、子ども等、自己の権利を表明することが困難な人たちの権利や尊厳を守ることができるまちを目指します。

市の主な取組

①成年後見制度の利用促進 障害福祉課・長寿はつらつ課

認知症や知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人が不利益とならないよう、財産管理や身上監護を必要とする場合で、その人に身寄りがいない等の場合に、市長による審判請求や後見人等の報酬を助成します。

②障害者虐待の防止 障害福祉課（障害者虐待防止センター）

障害のある人への虐待について、相談、通報又は届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。

③高齢者虐待の防止 長寿はつらつ課

高齢者の虐待について関係機関と連携を図るとともに、より早期に発見、対応していけるように、市民や関係者などを対象とした研修の充実に努めます。

④児童虐待の防止 こども未来課

要保護児童対策地域協議会の代表者、実務者及び児童福祉施設等職員向けに研修を実施し関係機関との連携を図るほか、市民向けにセミナーを開催するなど虐待の防止に取り組みます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見市長申立て件数	障害のある人 3件 高齢者 6件	障害のある人 4件 高齢者 10件

※市長申立てとは・・・身寄りがいないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、障害のある人等の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられています。

社協の主な取組

①成年後見制度の理解・普及

日々の暮らしに不安を抱える、認知症高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていく一助となる成年後見制度については、市民の関心が高まりつつあるものの、広く普及するまでには至っていません。そのため、制度の理解・普及を目指し、市民を対象とした講座を開催します。

②虐待防止対策

社協が管理運営する施設に虐待防止のポスター等を掲示し、虐待防止の理解、啓発を図ります。また、施設利用者の様子を確認し、家族とコミュニケーションをとりながら状況確認を行い、必要に応じて関係機関に報告し、虐待の早期発見・抑制に努めます。

③福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

住み慣れた地域の中で、高齢者や障害のある人が、安心してその人らしく生活できるよう、多様な地域資源を活用しながら専門員による相談援助や生活支援員による定期訪問等の援助を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
成年後見制度の講座開催	—	1回
福祉サービス利用援助事業利用人数	11人	15人

地域でできること

《市民》

- ・ 市民後見人制度を知るため、講座に参加する。
- ・ 虐待が疑われる場面に遭遇したら、行政機関へ通報する。

《関係団体等》

- ・ 成年後見制度が必要な人の異変に気づいたら、早期に相談機関につなげる。
- ・ 虐待を未然に防ぐため、保護者等の悩みごとの相談を受けるようにする。



お年寄りも、子どもも障害のある人も、誰もが個人の権利やいのちを守られることが、安心して暮らすための必要条件ですね。わたしが誰かに尊重してほしいのと同じで、私も誰かの権利を守るためにできることを考えてみようかな。



コラム

あんしんサポートねっと

このようなことでお困りではありませんか？
まわりに、このようなことでお困りな方はいませんか？

【福祉のサービスのこと】

- ・ どんな福祉サービスがあるのかわからない…
- ・ 利用のしかたが難しくて、どう進めればいいのか??
- ・ 知らない人と話すのが苦手で、係の人にうまく伝えられない…

【暮らしに必要なお金のこと】

- ・ 水道や電気、ガスの支払いなど忘れてしまう…
- ・ 福祉サービスの利用料や病院の支払いを手伝って欲しい…
- ・ ひとり暮らしで、悪質な業者の勧誘にひっかかったらどうしよう…

【日々の暮らしのこと】

- ・ いろいろと郵便物が来てるけど、よくわからない…
- ・ 市役所に行って年金などの申請をしなくちゃいけないけど、何の書類を持って行かなきゃいけないんだろう…

【大切な通帳や書類のこと】

- ・ 預金通帳や印鑑、自分で持っていると無くしてしまいそう…
- ・ 保険証や年金証書、しまった場所を忘れちゃう…
- ・ 大事な預金通帳や土地権利証、どこかにやったり取られちゃうんじゃないかと心配…

その心配、

あんしんサポートねっと

が、お手伝いできます。

福祉サービス利用援助事業

方向性5 生活困窮者等への支援の充実

■現状と課題

市では、生活困窮者等への支援として、自立相談支援、住居確保給付金の支給、学習支援を実施するほか、生活保護の適正な実施を確保するため、ケースワーカー、面接相談員、就労支援員を配置し、自立に向けた支援に努めています。

また、ひとり親世帯や生活保護世帯、生活困窮者等に対し、ハローワーク朝霞と連携し、一体的な就労支援を行っています。

社協では、生活資金に困っている人に対し、相談支援や福祉資金の貸し付けを行っているほか、他の社会福祉法人とともに地域のセーフティネットの役割を担っています。

今後も、生活困窮者等の自立を支援するために、効果的な取り組みを推進します。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「子どもの貧困対策」が8.2%、「ひきこもりの人への支援」が7.2%、「生活困窮者への支援」が0.5%の割合でした。なお、自由意見では、「生活困窮者は、一目見ただけではわからないことが多いので、気をつけて見守りたい」という意見がありました。

■目指す姿

生活に困窮する人が、安心して自立に向けた支援が受けられるまちを目指します。また、生活に困窮する人を身近で見かけたときに、市や社協などにつなぐことができるまちを目指します。

市の主な取組

①生活困窮者・世帯の自立支援（再掲） 福祉相談課

生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給などの各種支援を実施します。

②生活保護の適正な運営 生活援護課

ケースワーカー等が生活困窮者の相談を受け、利用可能な支援策について助言を行います。また、生活保護が必要な人には生活保護を適用します。生活保護受給者に対しては、適正な保護を実施するとともに必要に応じて自立助長を促します。

③生活困窮者等の学習支援 福祉相談課・こども未来課

ひとり親世帯や生活保護世帯等の生活困窮世帯の中学生・高校生を対象に、高校への進学及び中退の防止等を目指し、学習支援事業を実施します。

④内職相談 産業振興課

家庭外で働くことが困難で内職を希望する人に対し、内職の相談・紹介を行うとともに、内職提供事業所の調査、開拓及び仕事提供の依頼を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数 (再掲)	563件	600件
生活保護受給世帯の 高校等進学率	90.9%	100%
生活困窮等世帯の学習支 援事業の利用者数	26人	36人

社協の主な取組

①生活再建のための相談支援

近年、非正規雇用や新型コロナウイルス感染症等を背景に、生活再建に関する相談が増加しています。当座の生活資金の相談から生活の安定が図られるまでに、その他の複合的な課題を抱えている人も多いため、市との連携強化を図り、様々な社会資源やその他の生活再建に必要な他制度を活用して、相談者の課題解決に向けて支援します。

②子どもの貧困対策に関わる団体への支援

子どもの貧困に関する問題は、単に金銭的な援助で解決するものではなく、居場所づくりや様々な学びの支援も行う必要があり、市内では子ども食堂や学習支援団体等がその活動を行っています。社協ではボランティアの募集や助成金情報等を提供する他、市民へ団体の活動を周知するなどの支援を行っています。今後も、団体等の支援を行うとともに、地域の中で身近な人たちが子どもの貧困について学びを深め、関心を持つことで、温かい食事や学習をサポートしてくれる地域の助け合いをします。今後も活動につなげていくことができるよう、啓発活動等に取り組んでいきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
生活困窮に関する相談件数	92件	100件
子ども対象団体への支援	5回	10回

地域でできること

《市民》

- ・生活に困った時は、市や社協の相談窓口を活用する。

《関係団体等》

- ・地域の中で生活困窮者等の情報が寄せられた場合、市や社協等へ連絡する。
- ・地域の中で貧困家庭を孤立させない。



不安定な雇用情勢や新型コロナウイルス感染症による減収など、生活費の心配が山積みです。お金のことは誰にでも相談できないからこそ、安心できる窓口を利用したいです。

💡 コラム

学習支援

経済的な理由により学習が進んでいない中学生・高校生とその保護者の方を対象に、高校進学と中途退学防止のため、学習教室をはじめ進学や子育てなどの相談や支援を行っています。

学習教室は、週1回、午後6時から8時まで、市内の公民館1か所で実施しており、生徒は学生ボランティアとマンツーマンで、「学校の宿題や勉強を見てほしい」「定期テスト対策の勉強を教えてほしい」「進学したいけど、受験勉強のやり方が分からない」「勉強についていけるか不安」「学校や家以外の居場所ってないかな」など、相談しながら勉強をしたりして過ごしています。

学習教室へ出向くことが難しい場合には、支援員が自宅を訪問して勉強を見たり、保護者と相談して生活習慣を整えたり、高校説明会や学校訪問など外出に同行したりするなど、状況に応じた支援も行っています。

【対象】①②いずれにも該当する方

- ①朝霞市に住民登録がある
- ②生活保護・児童扶養手当・就学援助のいずれかを受けている、又は生活に困窮している世帯等の中学生、高校生及びその保護者



方向性6 地域住民の交流の促進

■現状と課題

市では、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、身近な地域での交流やつながりづくりの取組を進めているほか、地域住民が交流できる拠点として、高齢者地域交流室、シルバーサロン、児童館、市民センター、公民館等を整備し、利用を促進するとともに、社協でも、地域の身近な集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人会食グループに対する助成を行うなど、交流や支え合い活動の支援を行っています。

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染拡大の折には、外出の自粛が求められるなど、通常のふれあいの活動ができず、交流を図れない時期がありましたが、今後も、引き続き、地域で活動するための拠点の整備やICTの活用についても検討し、交流を支援する取組を促進する必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【近所との付き合いを深めるためのきっかけとして、どのようなものが必要ですか】では、「気軽に集える場所」が33.1%と最も割合が高く、次いで「自治会・町内会・子ども会等」が32.2%の割合でした。

専門職アンケートの設問【地域福祉に関する活動への住民の参加促進のために優先的に取り組むべき事項】では、「住民等の交流会」が20.7%と最も割合が高く、【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高く、団体アンケートでも、21.4%の割合でした。

■目指す姿

住民同士が気軽に集い交流できる場が充実したまちを目指します。また、住民が行事やイベントなどに参加しやすく、交流が図れるまちを目指します。

市の主な取組

①総合福祉センターの利用 福祉相談課

総合福祉センターを利用することにより、高齢者、障害のある人及び児童の交流を促進します。

②老人クラブ会員による世代間交流 長寿はつらつ課

老人クラブ会員が児童館事業の「伝承遊び」の講師として指導するなど、様々な機会に、様々な形の世代間の交流を行います。

③生活支援体制整備事業の推進 長寿はつらつ課

地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化、また、地域住民や高齢者の社会参加を図る「助け合いの活動」の推進を目標に、協議体や生活支援コーディネーターの活動により、地域の課題や資源の把握、課題解決に向けた検討を進めて行きます。

また、地域資源を可視化し、地域のニーズとの円滑なマッチングや支援を進めます。

④生きがい活動の支援 長寿はつらつ課

高齢者地域交流室及びシルバーサロンの適切な管理を行い、市民に提供します。また、高齢者地域交流室の効率的な運用方法について検討していきます。

⑤多文化共生への理解の促進 地域づくり支援課

異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、外国人市民を交えた交流会等の開催及び周知を行い、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

⑥地域団体間の交流・連携の促進 地域づくり支援課

自治会連合会が実施するコミュニティ活動や朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」などの開催について支援します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
第2層協議体の会議開催回数	60回	72回

※「第2層協議体」については、P80を参照。

社協の主な取組

①地域住民の交流の機会の提供

福祉の関心を広げる仕掛けとしてのボランティア活動や地域デビュー講座、市内を5つの地区に分けての社協主催の地域懇談会などを積極的に開催してきたことで、幅広い世代の住民の参加・参画により住民同士の身近な交流の機会を作ってきました。このような地域づくりの中で、交流を深めながら温かく見守り、時にはおせっかいを受け入れるような、顔の見える地域づくりが大切となります。

これからも、このような地域を目指し、住民が主体となってより身近な地域で支え合う仕組みができるように、社協が実施する事業などを通じて、人材育成や地域づくりにつながるような交流できる機会を提供していきます。

②地域住民の交流の活性化

地域では、住民主体による高齢者や子育て支援などの身近なサロン活動が増えており、そうした活動や、関係づくりを支援することで、地域福祉を支える活動の活性化を図りました。こうした住民主体の活動により、身近な地域で支え合う意識が向上し、安心した暮らしにつながります。このような地域での助け合い、支え合いの活動をより広めるため、地域づくりや人づくりにつながる新たな場の立ち上げや、既存の活動支援を行っていきます。

③外国人への支援

外国人が地域で暮らす中で、言葉や制度、心の壁等、様々な課題があると言われるますが、その課題を解決するには、地域で暮らしている外国人住民への関わりや、多文化を理解する必要があります。外国人が安心して暮らすことのできる地域づくりをすすめていくために、外国人を支援する団体等との連携を図るとともに、知る・学ぶ・交流する機会を設けていきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
地域住民の交流事業	72回	100回

地域でできること

《市民》

- ・ 外国人市民を交えた交流会等に参加する。
- ・ 自治会・町内会や地域の活動団体へ加入し、地域活動に参加する。
- ・ 地域の交流の場に参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の活動団体同士の交流や連携を図る。
- ・ 新しい住民へ自治会・町内会への加入を働きかける。



例えば道端で困っている人がいたとして、その人が知っている人ならきっと迷わず声をかけられる。
知らない人だとそうはいかない(少し勇気がいる)。いざというときに助け合えるように、せめて顔見知りを増やせるような機会に足を運んでみようかな。

コラム

第2層協議体とは？

協議体とは、人と人とのゆるやかなつながりを育むとともに、地域住民が“自分たちでできること”を合言葉に、身近にある生活上の課題やその解決方法、助け合いの仕組みづくりについて検討する会議体です。

市では、5つの日常生活圏域（概ね中学校区程度エリア）に地域包括支援センターを設置しており、その圏域ごとに合計5つの第2層協議体（詳細は下段）が活動しています。市では、地域包括支援センターごとに在籍する生活支援コーディネーターと協力して、各圏域の協議体が、毎月1回程度開催しています。

◆設立の経緯◆

協議体の設立経緯は、平成30（2018）年に「地域のなごりを考える市民フォーラム」を開催した際、講師からの助言により、その後、住民主体の助け合いをする仕組みづくりに興味がある方を対象に学習会を開き、平成31（2019）年4月から市内5か所に協議体が立ち上がりました。



◆第2層協議体の紹介◆

※以下は（協議体名：地域包括支援センター名（担当地区））を表記

①和（なごみ）の会：内間木苑圏域（朝志ヶ丘、上内間木、下内間木、宮戸 など）

・近所や子供との挨拶が少ない

➡ ◎サロン立ち上げによるつながりづくり

・地域とのつながりが希薄

②楽しみ隊：つつじの郷圏域（東弁財・西弁財、三原、泉水 など）

・自宅近くに集いの場がない

➡ ◎自宅徒歩15分圏内に集いの場づくり

・助け合いの関係性がない

③あ・さかつなぎ：モーニングパーク圏域（本町、溝沼 など）

・人と人とのつながりが希薄

➡ ◎向こう3軒両隣とのつながりづくり

④ひいらぎお助け隊：ひいらぎの里圏域（岡、仲町、根岸台 など）

・課題の解決方法が分からない

➡ ◎住民の力で困りごとを解決する仕組みづくり

・住民の力を活かしていない

⑤よろずや：朝光苑圏域（青葉台、栄町、幸町、膝折町 など）

・集いの場が分かりづらい

➡ ◎地域のサロンマップを作製し、集いの場に参加しやすい仕組みづくり

コラム

あさかりードタウン

あさかりードタウンは、土地所有者である積水化学工業株式会社と朝霞市が、平成27（2015）年から協力して開発を進めてきた街です。

根岸台三丁目地内にあった積水化学工業株式会社東京工場の7.3haもの広大な跡地は、緑と利便性に恵まれた「住・商業・保育施設」が整う複合大規模タウンとして生まれ変わり、戸建て住宅、分譲マンションの居住区域と商業施設や保育施設、公園などの地域のニーズに合わせた生活関連・公益施設等で形成されています。

新しいまちづくりの具体策

安心・安全

災害に強い耐震・耐久に優れた配管基盤を利用したインフラ整備やゲリラ豪雨対策の雨水貯留管、減災機能をもつ公園の設置（かまどベンチ、マンホールトイレ）

無電柱化は朝霞市の住宅地として初の取組であり、まちの景観向上、災害時電柱の転倒による家屋の損壊などの危険を防ぐことができます

利便性

シェアサイクル、カーシェア設備をタウン内に設置し、近くのステーションで借りて必要な時に自由に利用できます

小規模認可保育園と認可保育園をタウン内に設置し、家族が安心して働ける「育住近接」の環境を創ります

自然環境

タウン内に豊富な植栽を施すことで住人の憩いの場となり、また周辺の自然環境や生態系保全に配慮した緑のまちづくりを進めています



基本目標 2 思いやりと支え合いの心づくり

方向性 7 地域福祉に関する理解と参加の促進

■現状と課題

市及び社協では、地域福祉、防災、災害ボランティアなどをテーマとする講演会や懇談会等を開催し、地域のつながりや支え合いの意識を高めるよう取り組んでいます。

また、地域で活動する団体の情報やイベントなどの情報を、広報紙やホームページ等で周知・啓発を行っています。

今後も、より多くの市民が参加できる講座、講演会、イベントなどの機会を提供し、地域福祉への理解を深めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、ボランティア活動する機会があればやってみたいですか】では、「やってみたい」26.9%、「やってみたくない」11.9%、「どちらともいえない」50.2%の割合でした。

若者アンケートの設問【地域の活動・行事に参加したことがありますか】では、「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」が27.1%と最も割合が高く、また、【参加しなかった理由は何ですか】では、「どのような活動があるか知らない」が45.0%と最も割合が高く、次いで「忙しくて時間がない」「参加するきっかけがない」が38.8%の割合でした。

■目指す姿

誰もが地域の一員である事を認識し、自分たちが暮らしやすい地域をつくるために、ボランティア活動等が促進されるまちを目指します。

市の主な取組

①地域福祉講演会の開催 福祉相談課

市民の福祉に対する理解と関心を深め、地域で共に支え合う意識を高める機会づくりを目的に、地域の生活課題等をテーマとする講演会を開催します。

②スポーツ・レクリエーションの集いの開催 障害福祉課

毎年7月の第一週に、障害のある人もない人も、誰もが楽しめるフライングディスクやボッチャなどのさまざまなスポーツを体験できるスポーツ・レクリエーションの集いを開催します。

③ふれあいスポーツ大会の開催 障害福祉課

障害のある人もない人も、一緒にスポーツを楽しみながら交流を図り、親睦を深めるふれあいスポーツ大会を開催します。

④市民参画と協働による地域づくりの促進（再掲） 政策企画課

講座や講演会等の開催を通し、地域での活動に関心を持つ人材を発掘するとともに、お互いのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、これから実際に地域に関与する活動に取り組む担い手を育成します。

⑤市民活動の周知・啓発及び参加の促進 地域づくり支援課

市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、多くの人に市民活動に参加していただく機会の提供、市民活動の周知・啓発等を行います。

⑥スポーツの振興 生涯学習・スポーツ課

市民の親睦と健康増進を図り、あわせてスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するとともに、市民生活を明るく豊かにすることを目的として、スポーツイベント等を開催します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ふれあいスポーツ大会の参加者数	287人	290人
市民活動支援ステーションの延べ利用団体数	505団体	550団体

社協の主な取組

①ボランティア・実習生の受け入れ

誰もが暮らしやすい地域づくりには、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから、地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等においては、子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組んでいきます。

②出前講座の実施

社協では出前講座の実施とともに、新たな講座の検討やメニューの見直しを図ってきました。今後は、さらに地域の様々な団体、企業等に対し、身近な地域でいつでも福祉の活動を「知る」「体験する」ことができるような講座の実施、メニューの充実、積極的な情報発信を行っていきます。

③ボランティア講座の開催

講座内容の充実を図るため、地域に出向きサロン活動者やボランティア等から、現在のボランティアニーズの聞き取りを行っています。引き続き、ボランティアニュースや社協のホームページ、ツイッター等のSNSを用いて講座情報を広く発信していきます。また、地域福祉の担い手となる人材の育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、受講後も地域福祉を進める担い手となるよう継続的に参加者の支援を行っています。

④手話体験・要約筆記体験会の実施

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初歩的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

⑤地域福祉財源の確保

共同募金、寄付、社協会費等が有効に地域の福祉活動に活用されるよう、地域住民、企業、社会福祉法人等の参加度を高め、また、その資金に協力する人、助成を受けて活動する人、誰もが地域福祉の支え手として参画できるよう、分かりやすい周知の在り方を検討し、透明性の高い運動を展開します。

⑥住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと事業」

これまで住民参加型在宅福祉サービスとして、「ふれあいサービス事業」と「ホームクリーニング事業」を実施してきましたが、この2つを統合し、新たに「あいはあと事業」を開始します。この事業は地域の支え合いの仕組みをつくることを目的としており、日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」、そんな想いをつなげる地域の支え合い活動を展開していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
ボランティア講座の開催回数	7回	10回
手話体験・要約筆記体験会開催回数	2回	3回

地域でできること

《市民》

- ・ 市民講座や懇談会に参加する。
- ・ ボランティア団体や NPO 等の団体の活動に参加する。
- ・ 講座に参加し、得た知識や経験を地域に伝えていく。

《関係団体等》

- ・ 世代を超えて楽しく参加できる行事やお祭りを開催する。



高齢者や障害のある人、子どもや防災など地域福祉にはいろいろな面がある。誰もが安心して暮らせるまちを作るには、行政だけでなく市民の力は必要不可欠。私も友達を誘って市民講座に参加してみよう。



手話通訳者等派遣事業

■ 「手話体験」「要約筆記体験会」の開催

社協では、朝霞市より業務委託を受け平成21（2009）年2月より手話通訳者等派遣事業をスタートしました。聴覚に障害のある人が日常生活で円滑なコミュニケーションを図るために、手話通訳者などを派遣しています。また、手話講習会を開催し手話通訳者の養成も行っています。

その他に聴覚に障害のある人が地域で安心して生活できるよう、手話などで気軽に話せる環境を整える取り組みとして、ろう者や活動者を講師に迎えた手話体験会、要約筆記体験会を開催し、聴覚障害や手話などの理解を広げる取り組みも行っています。

■ 「手話体験会」の参加者の声

- ・ とてもわかりやすく教えていただきました
- ・ 子どもでもわかりやすかった（小学1年生）
- ・ もっと知りたいと思いました。伝えたい気持ちが大切なんだと思いました。
- ・ 身近にろう者の方はいませんが、勉強をもっとしたいと思いました。
- ・ 子どもと一緒に学べてよかった。子どもにとっても良い経験になりました。
- ・ コミュニケーションを取ろうとする意志があれば、会話は出来ると思いました。
- ・ 子どもと一緒に学ぶことで、家に帰っての会話が増えました。



■ コミュニケーションの大切さ

手話がわからないと、聴覚に障害のある人とのコミュニケーション方法がわからないと思われるかもしれませんが、聞こえの程度も、コミュニケーション方法も人それぞれです。深く悩まず、まずは、声をかけてみることから始めてみませんか。

方向性8 支え合い・助け合いの気持ちの醸成

■現状と課題

市では、社協とともに小中学生や教職員に対して、体験談を交えた福祉教育を行うほか、認知症ケアガイドブックの配布や、地域包括支援センターと認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、障害者差別解消法による合理的配慮を周知するほか、市民や企業を対象に人権研修を開催するなど、支え合い・助け合いの意識啓発に努めています。

社協では、地域懇談会や各種講座等において、日常的に身近な地域と関わりを持つことの重要性を啓発しています。

今後も引き続き、支え合い・助け合いの気持ちを醸成するための取り組みを進めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【どのようなボランティア活動をやりたいと思いますか】では、「子どもの遊び相手」が18.8%で最も割合が高く、次いで「地域の自然を守る活動」18.6%、「災害時のボランティア活動」16.5%の割合で、このほか「高齢者・障害のある人の話し相手」12.7%、「買い物や病院等への車の送迎」8.0%、「外出の付き添い」6.3%、「身近な地域での声かけや見守り活動」9.6%の割合でした。

若者アンケートの設問【日常生活でニュースなどの情報をどのように入手しますか】では、「テレビ」が77.1%で最も割合が高く、次いで「インターネット」「SNS」が74.0%の割合でした。

■目指す姿

気軽に隣近所の人とあいさつを交わし、身近な支え合い・助け合いができるまちを目指します。また、福祉教育などを充実し、思いやりの心を育てていくことを目指します。

市の主な取組

①認知症への理解の促進 長寿はつらつ課

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などを実施します。また、認知症ケアガイドブックを作成、配布し、認知症の高齢者等との接し方などの周知を図ります。

②学校における福祉教育の充実 教育指導課

小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施します。また、福祉事業所と連携し、認知症サポーター養成講座を実施するなど、地域共生社会の実現に向けた教育を推進していきます。

③人権教育の推進 生涯学習・スポーツ課

市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権問題講演会等の各種人権教育研修会を開催し、人権尊重の意識を高め、人権感覚の育成に努めます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
認知症サポーター養成講座参加者数	1,100人	1,200人
福祉教育の実施学校数	15校	15校

社協の主な取組

①教職員対象の研修会の実施

福祉教育の推進には、教職員や福祉教育に携わる人の理解と連携が必要不可欠です。そのために、小・中・高等学校の教職員や地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れ、より充実した研修会を継続的に実施していきます。

②他機関と連携した福祉教育の実施

毎年、小・中学校の総合的な学習の時間において、当事者の講演や体験等によるさまざまな福祉教育を実施してきました。今後は、社協で実施してきた福祉教育を、市内の施設等の協力を得ながら、子どもから大人までを対象とした、支え合い・助け合いの気持ちを醸成する福祉教育として実施していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
教職員向け研修会の開催	1回	1回
福祉教育の実施	50回	60回

地域でできること

《市民》

- ・ 人権が尊重されるために、身の回りにある様々な人権課題を正しく理解する。
- ・ 講座や研修に参加し、支え合い・助け合いの気持ちを育む。
- ・ 福祉体験や学習の機会へ参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の人に講師として協力していただくなど、地域と連携して福祉教育を推進する。
- ・ 市民のボランティア活動を受け入れる。



こどもが学校の授業でふくしについて学習してきた。地域社会との関わりや助け合う大切さを話してくれた我が子に成長を感じた。私も朝霞に暮らす一人として、ふくしやボランティアのことを知ってみようかな。



コラム

福祉教育

- 思いやり・助け合いの心をはぐくみます。
- 福祉についての理解を深めます。
- 福祉に関わる実践力をはぐくみます。



町で困っている人を
助けることができます
ようになります！



高齢者疑似体験やアイマスク体験を経験すると「大変だった」「怖かった」という感想が聞かれ、「障害のある人の苦勞が分かった」と言います。これは正直な感想でしょう。しかし、この体験は「ある動作ができない」の体験にすぎないのです。体験学習は必要ですが、ただの体験で終わらず、障害のある人が日々直面している「困りごと」に気づき、その課題の解決方法に対して考え工夫していく力をつけてほしいです。

【将来の朝霞の担い手に正しく伝えよう】

子どもが障害のある人を見かけた時、「お母さん、あの人が変だよ」って指をさすかもしれません。そんな時、「ジロジロ見ちゃダメ」「いいからこっちに来なさい」なんて言っていないですか？

子どもが興味を示したらチャンスです。その人が何に困っているのか、どうしたら良いのか等を親子で考えてみませんか？



朝霞市の福祉教育は、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人も、国籍や言葉が異なる人も誇りを持って、心豊かな生活を送る事を目指しています。

方向性 9 地域での見守りの充実

■現状と課題

市では、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、地域で暮らす全ての人々が安心して生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ民生委員児童委員、自治会・町内会などと連携し、地域の見守り活動を行っています。

特に、単身の高齢者や高齢夫婦のみの世帯等が増えていることから、配食サービス、乳酸飲料配付事業、緊急通報システム事業など、見守り支援体制の充実に努めています。

また、児童・生徒のもしもの時の駆け込み場所である「青少年を守り育成する家」の設置に努めています。

社協では、既にボランティア等の地域の活動に参加している人には活動以外の時にも地域を気にして継続的に見守ってもらうことを啓発しています。また、特に活動していない人でも日常生活の中で何かのついでで気軽にできる地域の見守りがあることを周知しています。

今後も、地域の関係者による見守り事業を充実していくほか、活動にご協力いただける人材の育成や団体等と連携していく必要があります。

■アンケート等から

専門職アンケートの設問【地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が20.7%と最も割合が高く、次いで、「子どもへの虐待防止対策」17.8%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が15.9%の割合でした。

■目指す姿

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、みんなで見守り、助け合えるまちを目指します。また、日頃から顔が見える、声をかけあえる関係を築けるまちを目指します。

市の主な取組

①民生委員児童委員の活動支援 福祉相談課

地域福祉の担い手である民生委員児童委員の活動を支援し、欠員地区の委員補充、現任委員のスキルアップなどに努めます。

②地域包括支援センターと関係機関の連携 長寿はつらつ課

地域包括支援センターと民生委員等関係機関が連携し、一人暮らしの高齢者等の見守り活動を随時行います。

③安心見守り支援 長寿はつらつ課

高齢者が安心して日常生活を送るために緊急通報システム・安心見守り通報システム事業を、安否確認のために配食サービスや乳酸飲料配付事業等を実施します。

④児童相談所等との連携 こども未来課

児童相談対応において、一時保護、児童福祉司指導などの権限を有する児童相談所をはじめとする関係機関と適宜、情報共有や協議など連携を図ります。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
民生委員児童委員 延べ活動日数	12,856日	14,400日
高齢者配食サービスの 延べ利用者数	3,044人	3,350人

社協の主な取組

①住民参加による見守り事業の推進・啓発

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日頃から顔が見える、声をかけあえる関係が必要です。そのために、地域住民が主体となって見守り活動ができるよう、ボランティアや事業協力者、講座参加者に働きかけを行い、子どもたちの登下校時等における地域の見守りの目の強化について啓発していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
見守り活動の啓発	—	20回

地域でできること

《市民》

- ・ 普段から隣近所であいさつを交わし、顔の見える関係を築く。
- ・ 高齢者や障害のある人、子どもなどへの見守りや声掛けを行う。

《関係団体等》

- ・ 民生委員等、地域の福祉ネットワークを活用し、見守り活動を推進していく。



私たち住民に求められているのは、ご近所づきあい等によるゆるやかな“見守り”。福祉の専門職（プロ）が行う“見守り活動”と合わさることで、より一層安心に暮らせる福祉のまちづくりになるみたい。こどもたちの下校時間に合わせて見守りしながら犬の散歩をしてみようかな。

コラム

民生委員児童委員活動

民生委員児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員です。

民生委員児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援の「つなぎ役」となっています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害のある方、子どもたちの見守りを行っています。

朝霞市の民生委員児童委員は、定数164人のところ、令和3（2021）年1月1日現在、151人に委嘱しており、担当地域に分かれて活動しています。民生委員・児童委員のうち、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当地域を限定せず活動しています。

民生委員児童委員で構成する朝霞市民生委員児童委員協議会では、市を6つの地区（東・西・南・北・南西・東北）に分けて、毎月定例会議を開き、情報交換や研修会を行うなど、様々な活動に取り組んでいます。



（訪問の様子）



（情報交換会の様子）

■現状と課題

市では、介護サービスや子育てサービスなどに関するパンフレットを作成し、公共施設に設置するほか、ホームページに掲載しています。情報発信の手段としては、広報紙、ホームページ、ツイッター、掲示板など様々な媒体を使っています。

また、災害時を想定して避難行動要支援者台帳を作成し、社協、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどと情報を共有しています。

社協では、広報紙、ホームページ、ツイッターのほか、施設・サービスごとの広報やパンフレットを用いて情報を発信しています。また、地域懇談会等の各種事業においても、市民に直接発信するよう努めています。

今後も、必要な福祉のサービスの情報を引き続き発信していくほか、個人情報の取り扱いを厳守し、情報の共有に努めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【今後、朝霞市及び朝霞市社協で福祉のまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか】では、「わかりやすい福祉情報の提供」が51.5%と割合が最も高くなりました。

また、【福祉情報の入手先】としては、広報紙「広報あさか」が64.8%と割合が最も高く、次いで「朝霞市のホームページ」が37.0%、社協の広報紙「社協あさか」が28.1%の割合でした。若い年代になると、SNSで情報を入手すると回答した割合が高くなっています。なお、若者アンケートの設問【利用している SNS は何ですか】では、94.3%が LINE を活用しているという回答でした。

■目指す姿

必要な福祉サービスの情報が容易に入手することができるまちを目指します。また、災害時などに支援が必要な人の情報を共有し、支援していくまちを目指します。

市の主な取組

①多職種参加の地域ケア会議の実施 長寿はつらつ課

地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が携わっている個別ケースについて、アセスメントの効果的な方法や自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成のために、多職種と検討を重ね、支援能力の向上につなげていきます。また、個別事例の積み上げから見えてくる地域の共通課題を共有し、課題解決に向け、関係者間で調整、ネットワークの構築、新たな資源の開発、さらには施策をボトムアップで推進していきます。

②介護保険制度の周知 長寿はつらつ課

介護サービスや介護保険等について、パンフレットやホームページ、市民説明会、あさか学習おとどけ講座等、様々な機会を通じて、よりわかりやすい情報提供を行います。

③子育て情報誌の作成 こども未来課

子育てに関する情報を一元化した子育て情報誌「あさか子育てガイドブック」を作成し、子育て関連施設を通じて子どものいる家庭に配布するとともに、ホームページに掲載し、子育て等に関する情報を提供します。

④広報の充実 シティ・プロモーション課

行政情報施策及び行事等の情報を収集し、読みやすく編集した広報あさか（毎月1回）及び別冊（年1回）を作成・発行し、配布については市内全世帯へ配布する。また、市勢要覧、市民ハンドブックなど市政情報紙を発行するとともに、ホームページやツイッター、フェイスブック、掲示板、電光掲示板などで随時最新の情報を発信していきます。

⑤避難行動要支援者支援制度の推進 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
広報あさか配布部数	66,303部	68,000部
地域ケア会議（全体・圏域）の実施回数	31回	44回

社協の主な取組

①分かりやすい福祉情報の提供

広報紙「社協あさか」、ホームページ等を用いて多くの福祉情報を提供していますが、今後は、誰もが必要ときに、必要な情報を得ることができるよう、従来の広報手段に加え、YouTube、ホームページ及びSNS等を活用し、分かりやすい地域の福祉情報の提供に努めます。また、各種イベント等の顔の見える環境において、社協のサービスや福祉情報の周知を行っていきます。

②メディア戦略の強化

複雑化・多様化する情報社会に対応するため、広報紙「社協あさか」等の既存の媒体に加え、SNSや新しいツールを弾力的に活用して、正確で鮮度の良い社協の情報や地域の情報の提供を目指し、メディア戦略の強化を図っていきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉の情報提供	SNS 194回 紙媒体 20回	SNS 250回 紙媒体 25回

地域でできること

《市民》

- ・「広報あさか」や「社協あさか」を読み、福祉サービスの情報を得る。

《関係団体等》

- ・情報が届きにくい人へ、配慮したわかりやすい情報提供に努める。
- ・民生委員や地域包括支援センターなど関係団体等が福祉サービス等の必要な情報を共有しておく。



必要な時に必要な情報が入手できるように、市や社協の広報紙を見るようにしています。他にも公共施設に行ったり、ホームページを見ることでも福祉の情報が得られることが分かったので安心です。
お友達にも教えてあげようと思います。

方向性 1 1 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成

■現状と課題

市では、自治会連合会の活動と連携を図り、市民の自治会・町内会の加入率向上に努めています。また、民生委員児童委員協議会のほか各種団体の活動を支援し、活動の活性化や人材の育成に努めています。

社協では、ボランティアセンターを運営し、地域のボランティアの支援や団体の活動支援等に取り組んでいます。

しかし、自治会・町内会をはじめ、団体の大多数が、メンバーの高齢化や次代を担う人材の不足に悩まされています。

今後も、介護予防や障害のある人の支援、子どもの健全育成などの活動を行う団体に対し、活動の活性化や人材の確保・育成への支援が必要になります。

■アンケート等から

団体アンケートの設問【活動を行う上で困っていること】では、「リーダー（後継者）が育たない」が39.3%で最も割合が高く、次いで「メンバーの高齢化」37.5%、「新しいメンバーが入らない」33.9%の割合でした。

また、【団体の活動情報をどのように発信していますか】では、「メンバーなどによる口コミ」が66.1%で最も割合が高く、次いで「チラシやパンフレットの配布」が44.6%の割合でした。また、【団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか】では、「知り合いを通して」が41.1%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

地域の活動団体へ必要な支援を行うことにより、住民が身近な地域活動やボランティア活動等に参加し、地域福祉が充実するまちを目指します。

市の主な取組

①地域保健福祉活動振興事業費補助金の交付 福祉相談課

地域における保健福祉活動の振興を図るために、地域福祉の振興事業を実施している、または計画している各種地域団体に対しその事業費の一部を助成します。

②老人クラブへの支援 長寿はつらつ課

老人クラブ等への補助金交付により、運営に対する資金的サポートを実施します。

③介護人材の育成 長寿はつらつ課

近隣市とも連携をしながら研修を開催する等、介護人材確保と人材育成の取組を進めていきます。

④生活支援コーディネーターによる地域活動団体支援 長寿はつらつ課

各地域包括支援センターに1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、課題や資源を地域ごとに把握すると共に、生活支援コーディネーターが定期的集まり、地域活動団体への支援など、地域資源の新たな活用方法等を検討していきます。

⑤認知症総合支援 長寿はつらつ課

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

⑥青少年の健全育成 こども未来課

青少年健全育成団体（青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会、子ども会連合会）に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年健全育成啓発活動を実施します。

⑦心の健康づくりの推進 健康づくり課

社会情勢の変化等により、精神的なストレス要因の増大に伴う精神的不健康の増大に対し、ライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図ります。また、相談援助業務に携わる保健師等が精神保健に係る事例検討を通して、相談援助技術の向上を図ります。

⑧コミュニティ活動の活性化 地域づくり支援課

市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。

⑨コミュニティ活動への参加促進 地域づくり支援課

朝霞市コミュニティ協議会（朝霞市民まつり実行委員会）が主催する朝霞市民まつり「彩夏祭」の開催に対し、補助金の交付や事務局として積極的に支援していきます。また、彩夏祭を通して、朝霞市の文化に親しみ、ふるさと意識の醸成を図るために、市内小中学校に市民まつりの鳴子踊りの参加に係る費用を補助します。

⑩市民活動の活性化 地域づくり支援課（市民活動支援ステーション）

NPO法人の新設や市民活動団体が実施する事業に補助金を交付します（市民活動団体支援補助事業）。また、地域活動の担い手となる人材の発掘、活動に参加することに繋がる機会、ボランティア団体と市民活動団体の交流や連携等を目的とした事業を実施します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
老人クラブ団体数	24団体	25団体
NPO法人数	47法人	60法人

コラム

自治会・町内会活動

自治会・町内会は、町内等の同一地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、協力して地域の問題解決に取り組んでいる自主的に組織された団体であり、地域福祉の活動に欠かせない地域団体の一つです。

市民が自分たちの地域のことを考え、積極的にその活動に参加することで、有意義な自治会等の活動が展開されることが期待されています。

市内には、81の自治会・町内会が組織されており、地域の課題の解決や住民相互の親睦のほか、環境美化、防犯・防災、お祭りなどのコミュニティ活動など、さまざまな地域活動を市や社協と協働して行っています。



自治会・町内会の加入率向上に向けて！

自治会連合会では、自治会・町内会加入率の向上を目指し、様々な活動を通じて、市民の方々に自治会・町内会に対して少しでも興味・関心を向けてもらえるよう、頑張っています！

● 加入促進街頭活動

朝霞駅や朝霞台駅、北朝霞駅の駅前にて、啓発品を配布し、自治会・町内会への加入を呼びかけました。

● 加入促進強化運動期間

2月と3月を「加入促進強化運動期間」とし、各自治会・町内会の担当者が自治会・町内会未加入世帯に直接お伺いし、自治会・町内会への加入をお願いしています。



社協の主な取組

①福祉活動団体に対する活動支援

身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等に対して継続的な活動ができるよう助成等の支援を行います。また、団体と連携・情報共有し、地域福祉に参画する住民の増加や地域の活性化を図ります。

②手話講習会の実施

市からの受託事業の取組として、登録手話通訳者を育成するため、段階的に手話講習会を実施します。

③老人クラブに対する活動支援

高齢者が地域で楽しく豊かに充実した生活を送るための地域コミュニティの一つである老人クラブについて、市民の認知度を上げるとともにスポーツ及び芸能文化活動等の支援を行います。また、長年の知恵と経験のある会員の技能を活用した支え合い活動がより効果的に展開されるよう支援していきます。

④ボランティア講座の開催（再掲）

地域のボランティアニーズを把握し、ボランティアニュースや社協ホームページ・ツイッター等のSNSを用いて広く発信します。また、地域福祉の担い手となる人材育成を目的とした講座等、参加する側が選択できる様々な目的別の講座を開催し、講座後も継続的に参加者の支援を行います。

⑤地域活動団体間の交流事業

朝霞市ボランティアセンターでは、地域福祉を支える団体の活性化を図るため、個々の団体への支援だけでなく、市が設置する市民活動支援ステーションと共催で、地域活動団体の交流事業を実施していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
登録手話通訳者数	10人	13人
ボランティア講座の開催回数 （再掲）	7回	10回



● ふれあい・いきいきサロンとは？

地域の身近な「出会いや仲間づくり」「生きがいづくり」の場です。高齢者、障害のある方、子育て中の方など、誰もが住み慣れた地域で自分らしくいつでも安心して生活できるよう、住民が自主的・自発的に行う活動です。市内には20カ所以上のサロンが活動しています。

● サロン・おたっしやくらぶ代表者インタビュー（コロナ禍のサロン活動について）



Q. 感染症の流行により、活動の中で変化したことを教えてください。

A. 「サロン・おたっしやくらぶ」は、月に2回活動をしていましたが、令和2（2020）年3月から10月まで活動ができなくなりました。また、役員会も緊急事態宣言中は、4月まで中止になりました。解除後は、月2回から1回に、時間も2時間から1時間に縮小し、会場チェックと13名が3密にならないよう工夫をしました。また、サロン再開時期については、8月から準備を進めました。内容は、大幅に変え参加者を半分、時間は1時間、プログラムはフレイル予防のために身体を動かすことと参加者の声を聞くことに絞り、スタッフも3部に分かれ、合計4回行いました。しかし、朝霞市感染拡大により、12月12日の役員会で期限なしで収束まで中止としました。



Q. その中で、新しい発見はありましたか？

A. サロンを開催できないことで、安否確認ができなくなったことから、繋がりを絶やさないために、参加者宅に手紙や折り紙などを届け、いつでもサロンが開催できるよう準備をしました。その結果、スタッフと参加者の距離が近くなり、また、地域の状況を把握することができ（たとえば、〇〇さん宅から会場まで近い・危険箇所・交通事情等）、役員会で共有することが出来ました。そして、参加者がサロンをいかに楽しみにして下さっていたかを知り、サロン活動の意義を学びました。



Q. サロン活動への想いをお聞かせください。

A. コロナ収束後は、地域の方々とサロンを通してこれまでよりも強く繋がり、もっと楽しんで頂きたいです。スタッフも楽しみたいです。また町内会等々と横の連携を取りながら若い方とも交流していきたいです。



（活動の様子）



（活動の様子）

地域でできること

《市民》

- 自治会・町内会や老人クラブなどの地域の活動に参加する。
- 彩夏祭や地域の清掃活動などにボランティアとして参加する。
- 赤い羽根共同募金や災害時支援の募金活動に協力する。

《関係団体等》

- 地域団体の活動を通じて、専門的人材を育成していく。
- 活動団体同士の交流や連携を図る。
- 活動団体の担い手になりそうな人へ声をかけて勧誘する。



朝霞には古くから多くのボランティアグループが活動しているけれど、活動を維持するにはいろんな課題があるみたい。これからも地域のために活動を続けてほしいから、私もボランティアとして参加してみようかな。参加できなくても、募金や寄付等、資金面から活動を応援する方法もあるんですね。



メイあさかセンターは、児童から高齢者まで年齢や立場を超えて、生涯学習社会、高齢者社会、国際化社会、情報化社会について、学習と活動を基に調査・研究を推進するとともに、他団体の活動を支援することで、より良い生活ができる地域づくりに寄与することを目指しています。

具体的な活動では、知的障害のある方たちとの「療育音楽を楽しむ会」の開催、学校教育と連携したマレーシアと朝霞市・埼玉県の児童生徒の絵画交流、生きがい支援の高齢者の集い等行っています。

中でも、年末行事の療育音楽を楽しむ会では「みんな集合!音楽で一日楽しく遊ぼう!」と称して、知的障害のある方たちを中心に楽器演奏の発表のほか、消防音楽隊をはじめとする団体等の演奏も披露され、音楽を楽しみながら、みんなが一つになれる会になっています。



(みんな集合!音楽で一日楽しく遊ぼう!)

● メイあさかセンター代表者インタビュー(コロナ禍の活動について)



Q. コロナ禍の活動の中で、苦勞したことはありますか?

A. 高齢者や障害のある人と一緒に活動をしているので、感染者が出ないようにと緊張の毎日でした。幸いなことに、消毒液やマスク等を寄付してくださる方がいらっしやったので、とても助かりました。自肅中には、ホームワークを送付するなどで安否を確かめ合いました。



Q. その中で、特に工夫した点はありますか?

A. 海外に渡航することができないので、例年実施しているマレーシアとの絵画交流を延期といたしました。そういった中で、空いた時間を利用して、普段はできないような、後継スタッフへのバトンタッチのためのマニュアル作りや学習会などに時間を費やしました。自肅明けには、高齢者とボランティアの協力で手作りマスクを沢山縫い、多方面に寄付することもできています。



Q. これから活動を始める方へ一言お願いします。

A. 私たちは福祉分野と国際協力をノーマライゼーションの考え方と生涯学習の観点で結びつつ、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を根底に、発足当初から活動を続けてきました。これから活動を始めようとしている方にも、様々な人達と共に歩むような活動をしていただきたいと願っています。



※ノーマライゼーションとは、障害のある人となない人が平等に生活する社会を実現させる考え方のこと。

基本目標 3 安心して暮らしやすい地域づくり

方向性 1 2 施設等の整備・充実

■現状と課題

市の公共施設で、近年新たに建設した施設や大規模改修を行った施設ではユニバーサルデザイン化やそれに伴うバリアフリー化が進んでいますが、既存の施設では、敷地や施設設備が狭小であるなどの理由からバリアフリー化が困難な場合もあります。

引き続き、障害者差別解消法の観点からも、公共施設等におけるバリアフリー化を推進し、すべての人が安全に、安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

また、子どもから高齢者まで、様々な世代が交流する、地域に集まることができる活動スペースや活動拠点が整備される必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題があると思いますか】では、「（障害者）バリアフリー環境の整備」が44.1%で最も割合が高くなりました。

専門職アンケートの設問【地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項として優先的に取り組むべき事項】では、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が26.4%で最も割合が高くなりました。

■目指す姿

高齢者、障害のある人、車いすやベビーカー、杖を利用している人などが、施設等を利用しやすいよう、バリアフリー化が進むまちを目指すとともに、地域に暮らすすべての人が利用しやすい福祉サービスの拠点となる施設が充実するまちを目指します。

市の主な取組

①公共施設の修繕・改修 関係各課

地域福祉の活動拠点として、市民が安心・安全に公共施設を利用できるように、必要に応じて施設改修を行います。

②公共施設のバリアフリー化 財産管理課

公共施設の利用者が、長期間継続して、安心、安全、快適に使用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設計を行い、バリアフリー化を推進していきます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
公共施設におけるバリアフリー化項目の延べ整備数（項目：点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ、音声ガイド用スピーカー、車いす用駐車場、ローカウンター）	192項目	197項目

社協の主な取組

①地域の人が集える拠点（場）づくり

住民主体の地域活動を活性化していくには、地域の情報共有や取組について、地域住民が気軽に集まれて話し合える拠点（場）が必要とされています。そのために、拠点（場）となる場所について、空き家や営業店舗の一部分等の情報収集を行い、地域住民が気軽に利用しやすい場作りについて活用可能か検討していきます。

②施設の点検・修繕

社協が管理運営する施設において利用者が安心・安全に施設利用ができるよう、日頃から施設内外の点検を継続的かつ定期的に行っていきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
点検施設数	21か所	21か所



コラム

ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

ユニバーサルデザインは、子どもから高齢者まで、誰でも便利に使えるように、製品・建物空間をデザインしていこうという考え方です。はじめから誰でも使えるように設計することで、特定の人だけではなく、みんなが一緒に使いやすいデザインになります。具体例としては、自動ドアや多目的トイレなどがあります。

バリアフリーとは、障害のある人や高齢者を対象に、障壁を取り除くための施策であり、既存のバリアを取り除くことを言います。障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味でも用いられます。具体例としては手すりやスロープ、点字ブロックなどがあります。

地域でできること

《市民》

- ・ 施設を活用する。
- ・ 施設の利用基準等を守る。

《関係団体等》

- ・ 交流できる場所を情報提供する。



公共施設のバリアフリー化が進んで利用しやすくなってきたね。公共施設が少ない地域もあるから、店舗や家屋で場所を提供してくれそうな情報があったら、市や社協に連絡してみよう。歩いて行ける範囲に住民が寄り集まれる場所があると便利だからね。



コラム

身近な地域の拠点

第五小学校の近くにある「板橋食品」というお店をご存知でしょうか？

食料品やお酒などを売っているお店ですが、令和2年から、店舗の一角を「三原公園前お休み処」として地域のために開放していらっやいます。

お喋りしたり、囲碁や将棋をしたりと、誰でもちょっと立ち寄って休める集いの場となっています。

日時：月～金曜日 午前10時頃～午後5時頃
(開店時間) (不定休)

場所：朝霞市三原2-4-1 (三原公園の目の前です！)

店主の飯塚さんです。



団楽スペースです。



子どもたちが緊急時
にかけこめる場所
でもあります。



青少年を守り育成する家
朝霞市青少年育成市民会議
朝霞警察署

近くにお越しの際には、ぜひ覗いてみてください。

■現状と課題

市では、地域防災アドバイザーと協力し、自治会や町内会単位での自主防災組織の組織化を進めるとともに、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員や自治会・町内会などへ、台帳登録者の情報を提供しています。

また、防災フェアや小学校区での防災訓練等を実施し、防災に備える意識啓発や関係団体における日頃からの顔の見える関係づくりを図っています。

社協では、地域懇談会等において災害に備えた自助・互助の強化の重要性について啓発しています。

防災対策の充実を図るためには、自主防災組織の取組を支援するとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「災害が起こったとき」が82.3%と最も高く、【地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためにはどのようなことが必要か】では、「地域での定期的な防災訓練」が41.3%と最も割合が高く、次いで「地域での自主防災組織づくり」が38.8%の割合でした。

また、【あなたが地域の自主防災組織に参加していない理由は何ですか】では、「仕事や家事で忙しい」が47.4%で最も割合が高く、次いで「行事・活動の情報が少ない」が35.7%の割合でした。

■目指す姿

災害時に安全・安心が確保できるよう、自主防災組織の活動や避難訓練など、日頃から地域で防災対策に取り組んでいくまちを目指します。

市の主な取組

①避難行動要支援者支援制度の推進（再掲） 障害福祉課・長寿はつらつ課・危機管理室

災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成します。また、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。

②防災意識の高揚 危機管理室

防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、子どもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。

③自主防災組織の結成促進 危機管理室

自主防災組織未結成の自治会に対し、地域防災アドバイザーと協力し、自主防災組織の必要性、活動内容を説明し、結成を促進します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
メール配信サービスへの登録者数	5,134人	10,000人

社協の主な取組

①災害ボランティア講座の実施

災害は全て想定内で起こるとは限りません。想定外のことも踏まえ普段から地域のつながりや防災意識を高めるため、これまでも災害ボランティア講座を開催してきました。今後さらに地域住民同士が支え合う意識の醸成を図るため、地域住民や社協職員を対象とした講座を開催します。また、災害ボランティアとして活動できる人材を増やしていきます。

②災害ボランティアセンター設置訓練の実施

災害ボランティアセンターは、社協職員だけでは運営が難しいとされています。そのため、災害発生時、社協が災害ボランティアセンターを設置・運営していくためには、継続的な訓練が必要です。社協職員に限らず、行政や地域住民にも参加を呼びかけ、横のつながりを確認しながら訓練に取り組んでいきます。

③防災訓練の実施

社協が管理運営する施設において、火災や自然災害を想定した防災訓練を実施し、平時から災害に備えるとともに、施設利用者や地域住民に対して防災意識の啓発に努めます。

④小地域福祉活動における防災事業の相談支援

自治会・町内会やボランティア団体が行う防災関連事業に対し、災害発生時の初期対応や身の周りにあるもので作れる災害グッズ等の情報提供を行ってきました。今後は、災害時の様々な場面で役立つ情報や災害関連の講座案内等、地域住民の支え合いによる防災活動について社協から情報発信を行いつつ相談支援を行っていきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
災害ボランティア講座	1回	1回
災害ボランティアセンター 設置訓練	1回	1回
防災訓練の実施施設数	21か所	21か所

地域でできること

《市民》

- ・ 日頃から防災への関心を持ち、市や地域で実施する防災訓練等に参加する。
- ・ 地域の自主防災組織の活動に参加し、平時から顔の見える関係づくりに努める。
- ・ 災害ボランティア講座で得た知識を家族や周りの住民に伝える。
- ・ あらかじめ避難場所や避難所の場所を確認しておく。

《関係団体等》

- ・ 地域のつながりを強化し、災害時等の見守り支援体制を築いていく。



災害の時こそ、助け合いが必要だね。でも普段からのご近所づきあいがなければ、いざというときに助け合うのは難しそう。地域の防災訓練に参加して防災の知識を身に付け、地域のつながりを作っておかなきゃ。

コラム

防災イベント in 栄町

～わたしたちでできることを考えよう～

栄町で開催した地域懇談会をきっかけに、住民同士のつながりから生まれた企画です。栄町地区の特徴や課題などを話し合っていくうちに、世代間の関りがもっと豊かになるイベントをやってみようとなり、身近なもので作れる防災グッズ工作や非常食の試食の他、栄町地区の住民が調査して作り上げたまちかど消火器マップなどを通して、参加者は自分でできる備えと栄町地区の防災体制を”見て・聞いて・感じる”機会となりました。



講演終了後、講師に質問している様子が見られました。ペットも家族、大事なペットと一緒に避難したいという相談でした。



- ・ 初めて地域のイベントに参加しました！
- ・ 交通安全や防犯など、地域で見守ることのできる関係づくりのため、自らもできることを行っていきたいと思いました。



方向性 1 4 防犯対策の充実

■現状と課題

市では、警察や関係機関と連携し、地域で発生した犯罪を掲載した防犯ニュースを配信するほか、青色防犯パトロールカーを運行するなど、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また、悪質商法など消費生活に関するトラブル防止のため、消費生活の相談にも取り組んでいます。

社協では、警察と見守りネットワークの協定を締結し、地域懇談会などを通じて、ご近所とのつながりや見守りが防犯にも有効であることを啓発しています。

防犯対策の充実を図るためには、市民一人ひとりの防犯意識の向上と地域の協力による防犯活動を進めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「地域で事件や事故が起こったとき」が43.3%を占めており、専門職アンケートの設問【最近、地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動」1.9%、「青少年の健全育成、犯罪や非行」1.9%、「過去に罪を犯した人への更生支援」1.9%の割合でした。

■目指す姿

防犯パトロール等で犯罪の起こりにくい環境づくりに地域で取り組むとともに、防犯情報の提供や周知、啓発に努め、防犯意識の高いまちを目指します。

市の主な取組

①防犯情報の発信 危機管理室

防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。

②防犯活動の推進 危機管理室

防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊やスクールガードによる地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。

③消費生活相談（再掲） 地域づくり支援課

消費者被害の未然防止・被害回復のため、消費生活相談員による相談を行います。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
警備員による青色防犯パトロールカーの運行	週5回	週5回

社協の主な取組

①子どもへの防犯教室の実施

社協が管理運営する児童を対象とした施設において、自分の身を守るために普段からできること等、分かりやすく防犯について学ぶための機会を提供します。また、施設間でも防犯対策について情報を共有し、防犯対策の充実を図っていきます。

②住民の防犯への意識の啓発

地域住民に対して、朝霞警察署と社協の見守りネットワークの協定により提供される「地域防犯支援情報」を活用した情報提供を行います。また、社協が開催する講座や研修会、集い等の場でも地域の中で取り組んでいる防犯活動の事例を紹介・周知し、防犯意識を高める啓発を行っていきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
子どもへの防犯教室	6回	10回



(防犯教室の様子)

地域でできること

《市民》

- ・ 自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持ち、日頃から防犯に関する情報への関心を高める。
- ・ 地域の防犯活動に参加する。

《関係団体等》

- ・ 地域の防犯パトロールを行う。
- ・ 振り込め詐欺被害が出ないように、周知・啓発する。



うちの近所の街灯の設置管理や地域安全パトロールは、ご近所の住民による活動だったんだね。

安心して暮らせる地域づくりには、お隣さんと声をかけあったり、自分たちでできることも高めていくことが必要なんだ。



青色防犯パトロールカーは、青色灯を点灯し、市内をくまなくパトロールしています。

■現状と課題

障害のある人や高齢者など外出に困難を感じる人、また自宅付近に坂が多い、公共交通がないなどといった外出に困難な地域の人がいて、買い物、通院、通学、通勤などに不便が生じ、中には閉じこもる人がいて、健康を害する場合があります。

市では、市内循環バスに係る経費を一部負担し、市民の安全な移動と利便性の向上に努めるとともに、重度心身障害者福祉タクシー利用料の補助や、高齢者バス・鉄道共通カードの給付等を行ってきました。すべての人が、支障なく外出できるよう、移動手段の確保や安全な移動環境の整備等、必要な支援を進めていく必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【通勤や通学などの交通の便の満足度】では、「満足」及び「どちらかといえば満足」が62.1%の割合で、「不満」及び「どちらかといえば不満」が19.1%の割合でした。

若者アンケートの設問【朝霞市に住んで良かったこと】では、「交通の便が良い」が66.8%で最も割合が高くなりましたが、【朝霞市に住んでいて困ったこと（悪い点）は何ですか】では、「交通の便が悪い」が13.4%で3番目に高い割合でした。

■目指す姿

すべての市民が支障なく外出できるよう、公共交通をはじめとする移動手段と安全な移動環境の確保ができるまちを目指します。

市の主な取組

①重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助 障害福祉課

重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。

②高齢者バス・鉄道共通カードの給付 長寿はつらつ課

高齢者の外出支援を目的として、バス・鉄道共通カードの交付及び給付を行います。

③市内循環バス等の利便性向上 まちづくり推進課

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。

④自転車駐車場の整備 まちづくり推進課

自転車駐車場のキャンセル待ち対応、3人乗り自転車や大型化する車両への対策、施設の老朽化対策について検討していきます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード及び自動車燃料費（いずれか1つを選択）の重度心身障害者利用者数	2,392人	2,500人
高齢者バス・鉄道共通カード申請者数	14,664人	17,000人

社協の主な取組

①障害のある人や高齢者の外出支援

障害のある人や高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、外出時の手段も大切な役割を担っています。その手段の一つである住民による生活支援サービス「あいはあと事業」により、外出を支援していきます。

②車いすの貸出し

けがをして車いすが必要になった、病院から退院する際に車いすを使いたい等、生活の中で短期的に車いすを必要とする人へ貸出しを行います。貸出し時には、操作方法について説明し、車いす利用時の事故を予防していきます。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
車いすの貸出し	56件	60件

地域でできること

《市民》

- ・ 自転車を止める際には、放置自転車とならないよう適切な駐輪場所に駐車する。
- ・ 隣近所の支え合いにより、外出を支援する。

《関係団体等》

- ・ 移動サービスの情報を地域の中で共有する。
- ・ 公共交通等のバリアフリー化と利便性の向上に努める。



けがで松葉杖を使っていたときの外出って、歩道が狭かったり、段差があったり、とても大変だったけど友達が助けてくれたから安心だったよ。お年寄りはもちろんだけど、ベビーカーや車いす、白杖を使っている人が困っている様子だったら、今度は僕から「お手伝いできることはありますか」って聞いてみよう。



コラム

“住民参加型”在宅福祉サービス あいはあと事業 ～出「会い」・支え「合い」・見守りの「eye」～

■ あいはあと事業とは？

「できるときに」「できることを」「できる範囲で」行う有償ボランティア活動です。

日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたいな」「空いているときに人のお手伝いをしたいな」そんな思いをつなげる地域の支え合いの仕組みをつくり朝霞の地域に暮らす人どうして困ったときに助け合える関係をつくるのが目的です。

いつもありがとう。



利用会員

お隣の一人暮らしのおばあちゃん、お掃除大変だろうから手伝おうかな。



協力会員

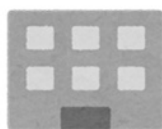
■ あいはあと事業の位置づけ

互助（近隣や友人・知人どうしの助け合い）の一つで、公助（行政による支援）や共助（制度化された助け合い）に比べ柔軟に対応することができる面があります。

一方で、この事業で全てを解決しようとするものではありません。

この事業をきっかけに、他の制度やサービスにつなぐことも大切な役割です。

介護保険を検討した方が良いかもしれません。
地域包括支援センターに相談してみましょう。



関係機関



事務局（社協）



利用会員の〇〇さんの物忘れがかなり増えている気がします。



協力会員
（地域のボランティア）

■現状と課題

国では、平成29(2017)年に新たな住宅セーフティネット制度をスタートし、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、障害のある人等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されるなど、住宅確保要配慮者への支援を推進しています。

市では、住宅確保要配慮者に対する支援はまだ整備されていませんが、市営住宅50戸、高齢者住宅21戸を提供しています。今後は、住宅部局と福祉部局が連携して、住宅を自力で確保することが難しい高齢者、低所得者、障害のある人などに対する支援体制を構築していきます。

また、現に居住する家の改修(居宅介護住宅改修等)に補助を行うなど、安心して住み続けられるような支援を行います。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【あなたの身近な地域には、どのような課題がありますか】では、「空き家の増加」16.5%、「居住に課題を抱える人への支援」6.3%の割合でした。

■目指す姿

居所の確保に困難を感じる人への支援を行うとともに、住まいの老朽化などで居所を失うことがないよう、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちを目指します。

市の主な取組

①住居確保給付金の支給(再掲) 福祉相談課

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人又は喪失のおそれのある人からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

②高齢者への住宅支援 長寿はつらつ課

民間賃貸住宅の借上げにより、住宅の確保が困難な高齢者に対して住宅を提供していきます。また、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成をしていきます。

③住宅政策 開発建築課

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住居確保給付金の支給件数	3件	10件
住宅に関する相談件数	—	30件

社協の主な取組

① 生活困窮者等への支援

住宅の確保が困難な人に対し、住居に関する必要経費の相談や課題の整理を行い、必要に応じて生活福祉資金貸付等の支援を行います。

◎社協の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
住宅に関する相談件数	13件	20件

地域でできること

《市民》

- ・ 困っている人がいたら、相談窓口を案内する。
- ・ 空家の情報を提供する。

《関係団体等》

- ・ 住みやすい住宅などの情報や課題を地域で共有する。
- ・ 住宅の斡旋や入居の受け入れに協力してもらうよう取り組む。



住まいは生活の基盤だからこそ、住宅の確保に困難を抱える人には相談窓口があることを教えてあげたいです。

方向性 17 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）【新規】

■現状と課題

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活していくことで、犯罪の未然防止につながり、安心して暮らしやすい地域づくりの実現へとつながります。

市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支援する保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行う更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

また、平成28(2016)年2月には、地域における更生保護活動の拠点として、朝霞地区更生保護サポートセンターを総合福祉センター（はあとぴあ）内に開設しました。こうした更生保護活動を行う保護司会等の支援をはじめ、刑事司法関係機関や医療・福祉関係機関等と連携することにより、犯罪や非行をした人を支援する取り組みを進める必要があります。

■アンケート等から

市民アンケートの設問【地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か】では、「地域で事件や事故が起こったとき」が43.3%を占めており、専門職アンケートの設問【最近、地域で気になる課題で、優先的に解決すべき項目】では、「青少年の健全育成、犯罪や非行」1.9%、「過去に罪を犯した人への更生支援」1.9%の割合でした。

市民アンケートの設問【保護司の活動のうち知っているものは】では、「保護観察」が36.4%、「保護司は知っているが活動で知っているものは特にない」が21.3%「犯罪予防活動」が12.7%の割合で、「保護司自体を知らない」が37.1%で最も高い割合でした。

■目指す姿

地域住民の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで再犯の防止につなげ、犯罪や非行のないまちを目指します。

市の主な取組

①更生保護関係団体への支援 福祉相談課

保護司は保護観察対象者に対し、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援にあたるほか、矯正施設等から社会復帰した人が、円滑な社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や更生保護相談を行っています。犯罪や非行をした人たちの再犯防止と社会復帰に取り組むよう保護司会の活動を支援します。

また、犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うほか、青少年健全育成など改善更生に協力する更生保護女性会の活動についても協力します。

②更生保護サポートセンターの支援 福祉相談課

地域における更生保護の活動拠点として、朝霞地区更生保護サポートセンターを総合福祉センター（はあとぴあ）内で運営することに引き続き協力します。更生保護サポートセンターの設置により、保護司と保護観察対象者との面接場所が確保されるほか、保護観察所や保護司との情報交換などが円滑になり、更生保護活動の充実が図られます。

③社会を明るくする運動 福祉相談課

保護司会及び更生保護女性会と協力して、強調月間である7月に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、懸垂幕の掲出や、駅頭での啓発活動など「社会を明るくする運動」を推進します。

④再犯防止に関する広報の推進 福祉相談課

7月の再犯防止啓発月間において、再犯防止に関する広報を行い、市民への理解と周知に努めます。

⑤生活困窮者自立支援 福祉相談課

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給など、各種支援を行います。

⑥青少年健全育成啓発キャンペーン こども未来課

青少年育成市民会議が主体となって、青少年をはじめ市民を対象に、啓発物の配布など非行防止・薬物乱用防止に関する啓発に努めます。

⑦非行防止教室の実施 教育指導課

学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行防止や薬物乱用防止等の教育を推進するため、教室等を実施します。

◎市の指標・目標

指標	現状値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市内における刑法犯認知件数	924件	831件

地域でできること

《市民》

- ・ 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深める。
- ・ 保護司、保護司会、更生保護女性会などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力する。

《関係団体等》

- ・ 「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止における地域での理解を進める。



犯罪や非行の防止は、個人や家庭だけではなく、地域も共に取り組む必要があるそうです。行政や市内の活動団体のイベントに参加してみようかな。

💡 コラム

保護司とは？

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組み、地域の安全安心に貢献しています。

市では令和3(2021)年1月1日時点で、21名が保護司として活動しています。

保護司は主に次のような活動を行っています。

- ① 保護観察になった人への助言や指導、面接等
- ② 刑務所や少年院など(矯正施設)の入所者の、出所後の生活環境等の調整
- ③ 地域での犯罪予防の啓発活動

更生保護サポートセンター

朝霞地区保護司会では、平成28(2016)年2月に朝霞市総合福祉センター内に「朝霞地区更生保護サポートセンター」を開設しました。更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の諸活動の拠点です。「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供等を行っています。



法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人々の改善更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第69回社会を明るくする運動 朝霞地区大会

令和元(2019)年7月24日(水)に志木市民会館/パルシティにて、埼玉県更生保護観察協会朝霞支部並びに朝霞地区保護司会(朝霞支部・志木支部・和光支部・新座支部)の主催で、「社会を明るくする運動 朝霞地区大会」が開催されました。

当日は、式典や中学生による吹奏楽の演奏に続き、教育評論家の方による講演会が行われました。

また、イベントコーナーとして、刑務所で製作した木工・洋裁製品(CAPIC製品)や福祉作業所で製作したクッキー等の販売のほか、薬物乱用防止キャラバンカーの展示を行い、薬物を乱用することの恐ろしさについて学ぶことができました。



(式典)



(CAPIC製品の販売)



(キャラバンカー)



(キャラバンカー内部)

第5章 計画の推進体制

- 1 計画推進の方向性
- 2 計画の進行管理

1 計画推進の方向性

本計画では、市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を市民（地域住民）、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことにより、計画の基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指していきます。

また、地域福祉を推進するうえで、市民（地域住民）一人ひとりが、地域福祉の考え方や計画の基本目標、施策の方向性、活動内容を理解し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいけるよう、市及び社協の広報紙やホームページ等への掲載、各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、広く周知していきます。

2 計画の進行管理

平成30（2018）年施行の社会福祉法の改正により、策定した市地域福祉計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市地域福祉計画を変更するものとする。」と規定されました。

この改正を受け、計画の進捗状況の管理及び評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の構築に努めていきます。

なお、計画の進行管理や評価を行うため、学識経験者や関係機関・市民活動団体の関係者、公募市民等で構成する「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において、施策の方向性に記載する「主な取組等」、「指標・目標」に基づき、進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境の大きな変化や制度の変更などがあった場合には、必要に応じて、本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。



参考資料

関連法律等

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

本計画の策定経過

本計画の策定体制

市民懇談会及びパブリック・コメントの結果と対応方針

用語説明

関連法律等

社会福祉法（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画策定指針概要（抜粋）（平成15年11月全国社会福祉協議会）

○地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

○その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（抜粋）（平成29年12月全国社会福祉協議会）

「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定

○各社協においては、地域福祉支援計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉支援計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。

○地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の庁内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたって、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機ととらえることが重要です。

再犯の防止等の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある事を踏まえ、犯罪をしたもの等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

（目的）

第1条 この条例は、朝霞市地域福祉計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

（組織）

第4条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱

（設置）

第1条 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する朝霞市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、朝霞市が策定する朝霞市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と内容の一部を共有し、さらには福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込むなどの連携を図ることが期待されている。このような状況を踏まえ、活動計画の策定及び推進に関し必要な事項を福祉計画と一体的に調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成25年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき設置される朝霞市地域福祉計画推進委員会の理解を得て、同様の構成員による朝霞市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）活動計画の策定又は変更に関すること。
- （2）活動計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、活動計画の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、条例第4条の規定により、市長から委嘱された者を充て、本会の会長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長及び副委員長は、条例第5条の規定により選定された者が兼ねるものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（謝金及び費用弁償）

第6条 謝金及び費用弁償は、支給しない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、条例の例による。

朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿

No.	区 分	所属機関・団体等	氏 名
1	学識経験者	東洋大学	◎山 本 美 香
2		立教大学	丸 山 晃
3	地域福祉に関する活動を行う者	NPO法人障害者も地域で共に・コーヒータイム	坂 本 惇
4		社会福祉法人常盤会（大山保育園）	池 田 玉 季
5		地域包括支援センター（つつじの郷）	新 坂 康 夫
6		認定・埼玉県指定NPO法人 メイあさかセンター	尾 池 富美子
7		溝沼第二町内会	浅 川 俊 夫
8		サロン・おたっしゅくらぶ	横 田 暁 子
9		社会福祉法人朝霞地区福祉会 （みつばすみれ学園）	坂 本 政 英
10	市民団体の代表者	朝霞市子ども会連合会	○渡 邊 俊 夫
11		朝霞市民生委員児童委員協議会	橋 本 芳 博 （～R1.11.30）
			土 佐 隆 子 （R1.12.1～）
12		朝霞市自治会連合会	本 橋 輝 男 （～R2.7.20）
			深 津 廣 良 （R2.7.21～）
13		朝霞地区シルバー人材センター	細 沼 栄 （～R2.3.31）
			木 村 宏 （R2.4.1～）
14		朝霞地区保護司会朝霞支部	須 田 忠 夫
15	朝霞地区医師会	濱 野 公 成	
16	公募市民	—	渡 邊 孝 一
17		—	栗 原 美 紀
18		—	湯 越 伸 枝

◎委員長 ○副委員長

本計画の策定経過

※「推進委員会」は、「朝霞市地域福祉計画推進委員会」と「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」を合同で開催しているものです。

開催日	事項	主な内容
令和元(2019)年 7月5日(金)	令和元年度 第1回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画策定に向けて ・第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画策定方針(案)について
8月2日(金)	令和元年度 第2回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る市民アンケート素案について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る若者アンケート素案について ・ワークショップ「地域共生社会の実現に向けて」
9月5日(木)～ 10月11日(金)	アンケート調査 ・市民アンケート ・若者アンケート	・18歳以上の市民、18歳以上29歳以下の若者を対象に、アンケート調査を実施
11月12日(火)	令和元年度 第3回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る福祉専門職アンケート実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る関係団体アンケート実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る地域懇談会実施(案)について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定に係る住民に身近な圏域等について
11月20日(水)～ 12月13日(金)	アンケート調査 ・団体アンケート	・市内に組織されている福祉関係団体等を対象に、アンケート調査を実施
11月27日(水)～ 12月20日(金)	アンケート調査 ・専門職アンケート	・市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関などの方を対象に、アンケート調査を実施

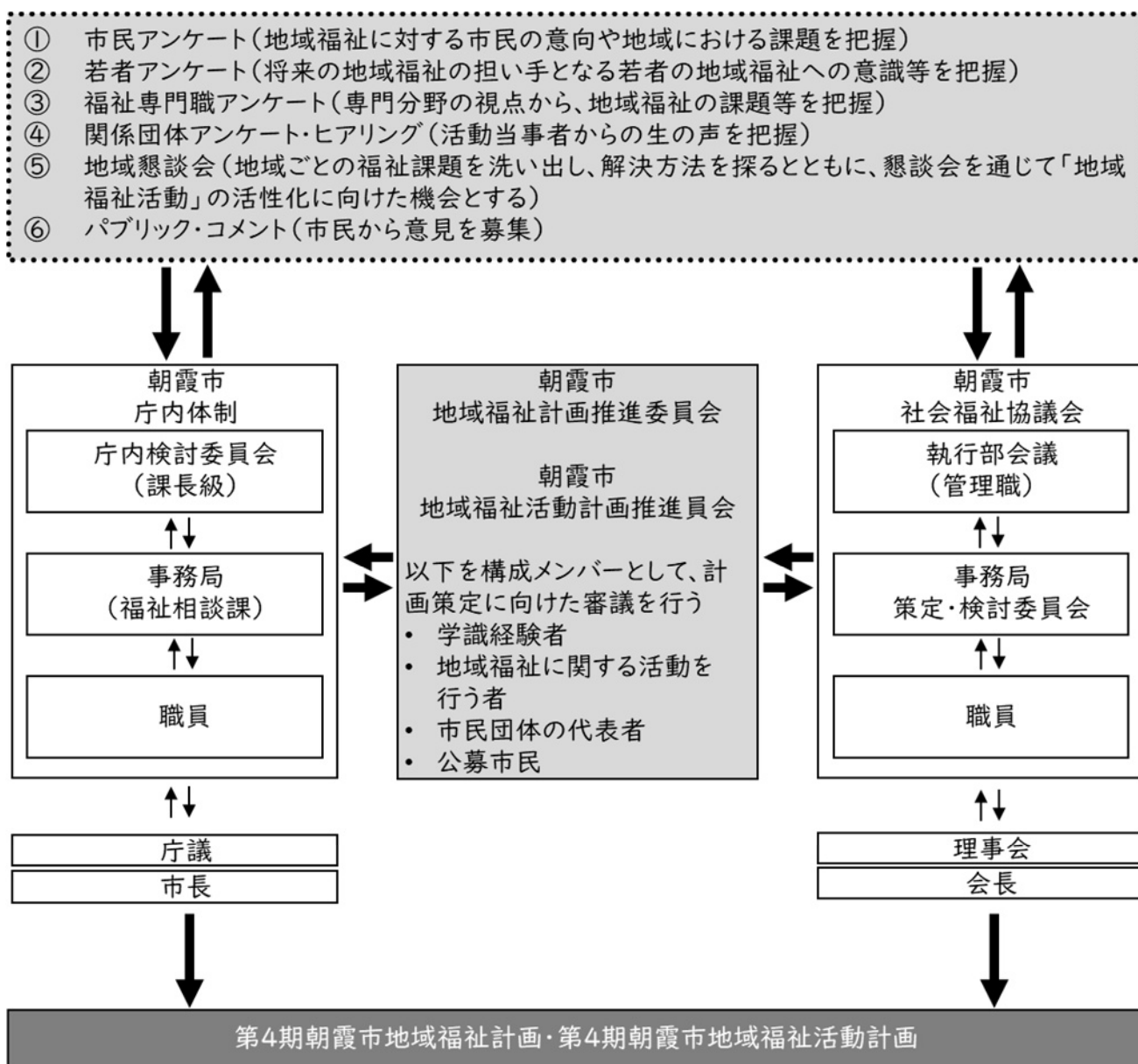
開催日	事項	主な内容
12月12日(木)	地域懇談会	・ワークショップ形式の懇談会を実施
12月13日(金)		
12月14日(土)		
12月16日(月)		
12月18日(水)		
12月19日(木)		
令和2(2020)年 1月14日(火)	アンケート調査 ・団体ヒアリング	・団体アンケート調査票に回答のうち参加を希望した団体にヒアリング調査を実施
2月18日(火)	令和元年度 第4回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかるアンケート調査結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかるヒアリング調査結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかる地域懇談会実施結果について ・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画策定にかかる住民に身近な圏域について
8月6日(木)	令和2年度 第1回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画骨子(案)について
10月27日(火)	令和2年度 第2回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(素案)について
11月6日(金)	令和2年度 第3回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・朝霞市地域福祉活動計画(素案)について
12月10日(木)～ 令和3(2021)年 1月8日(金)	パブリック・コメント	・市民を対象に、素案に対する意見公募を実施
12月12日(土)	市民懇談会	・市民を対象に計画の概要を説明 ・素案に対する意見聴取
12月14日(月)～ 12月28日(月)	職員コメント	・職員を対象に、素案に対する意見募集を実施
令和3(2021)年 1月29日(金)	令和2年度 第4回推進委員会	・第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画(案)について

本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、公募市民から構成される「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において内容の審議を行いました。

また、市民、若者、福祉専門職を対象に実施したアンケート調査や、関係団体ヒアリングの実施、地域懇談会、パブリック・コメントの実施等を通じ、広く市民、関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

■ 計画の策定体制



※は、市民参加による策定のプロセス

市民懇談会及びパブリック・コメントの結果と対応方針

1 市民懇談会の実施概要

① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）について概要を説明後、市民の皆様からのご意見を伺うため、懇談会を実施しました。
② 日時	令和2（2020）年12月12日（土）10:00～11:30
③ 場所	朝霞市コミュニティセンター
④ 参加人数	11人
⑤ 意見数	4件（パブリック・コメントとして取り扱い）

2 パブリック・コメントの実施概要

① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）に対して、市民の皆様からのご意見を伺うため、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施しました。
② 意見募集期間	令和2（2020）年12月10日（木）～令和3（2021）年1月8日（金）
③ 意見提出対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所、事業所を有する方（法人含む）、この計画に利害関係を有する方
④ 公表資料	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）
⑤ 提出意見数	17件

3 職員コメントの実施概要

① 内容	第4期朝霞市地域福祉計画（素案）に対して、職員からの意見を伺うため、職員コメントを実施しました。
② 意見募集期間	令和2（2020）年12月14日（月）～令和2（2020）年12月28日（月）
③ 意見提出対象者	職員
④ 公表資料	第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画（素案）
⑤ 提出意見数	2件

4 意見に対する対応方針

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案を一部修正しました。計画案へ反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

用語説明

	用 語	内 容
あ	ICT	英語の information and community technology の略で、情報通信技術のこと。また、情報機器を利用してコミュニケーションを取ることを。
	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、積極的に働きかけて支援する方法。
	青色防犯パトロールカー	青色灯を点灯し、主に学校や公共施設、住宅街などをパトロールし、防犯につとめるもの。
	アセスメント	サービス利用者が何を求めているかを正しく知るために、聞き取りや本人を取り巻く環境等から情報を集約すること。ケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。
	インターネット	世界規模のコンピュータネットワーク。通信回線を介し世界各地の個人や組織のコンピュータがつながっている。
	SNS	英語の social networking service の略で、登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービスのこと。
	NPO	英語の Non Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）という。
	おとどけ講座	市の情報や身近な情報などを、市民の学習の場へ届ける制度のこと。
か	オレンジカフェ	認知症の人やその家族、地域住民が定期的集まり、交流を重ね、認知症になっても安心して暮らせる地域社会を目指すカフェ形式の集いの場。
	介護保険	平成 12 年 4 月から開始された、40 歳以上の人が入会する保険制度。介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分にあった介護サービスを選択、利用しながら、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、社会全体で支え合う制度。
	介護保険法	40 歳以上の人から保険料を徴収し、公的な保険医療や福祉サービスを提供するための法律。平成 9 年 12 月成立。

	用 語	内 容
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	虐待	高齢者、障害のある人、子どもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	協働	共通の目的を実現するために、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携・協力すること。
	緊急通報システム	65 歳以上の一人暮らし高齢者で慢性的な心臓疾患等のある人、または身体障害者手帳 1・2 級を所持している一人暮らしの人が利用できる、緊急ボタンを押すことで消防署に緊急通報され、救急隊員が駆け付ける通報システムのこと。
	グループホーム	地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において認知症高齢者、知的障害のある人・精神障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
	ケアプラン	介護サービス計画。介護保険で受けられるサービスの内容や日時などが有効に使えるように立てた計画のこと。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人の相談相手となって、解決指導に当たる人のこと。
	権利擁護	判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいない等、ひとりで生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭管理、書類等預かり等、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

	用 語	内 容
か	交流拠点	自治会・町内会、子ども会等、近所付き合いを深めるためのきっかけとして気軽に集える場所のこと。
	高齢者安心見守り通報システム	65 歳以上の一人暮らし高齢者で慢性的な疾患等のない人を対象に、緊急ボタンを押すことで消防署に緊急通報され、救急隊員が駆け付ける通報システムのこと。自己負担あり(月額500円)
	心のバリアフリー	高齢者、障害のある人等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に協力するなど、精神面での障壁を取り払うこと。
	子育て支援センター	市内 8 か所にあり、子育て中の保護者に対し、育児相談や子育てに関する情報提供を積極的に行っている。
	子ども食堂	地域の子どもや保護者を対象に無料または低価格で食事や居場所を提供するコミュニティのこと。主に NPO 法人や地域住民によって運営されている。
	コミュニティ活動	人と人が互いに交流を深めるための活動のこと。
	コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないように必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。
さ	災害ボランティアセンター	日ごろから地域で各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、地元の自治会・町内会、ボランティア団体等との密接した連携を保っている社会福祉協議会が、災害時に、ボランティア活動に関わっている人や NPO、行政と協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。
	埼玉県障害者雇用総合サポートセンター	埼玉県が設置し、障害者の雇用開拓、企業支援、職場定着支援を一体的に運営し、企業の障害者雇用を支援している機関。
	サロン	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位で、いざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。

	用 語	内 容
さ	自治会・町内会	ある区域に住む人たちが、住民同士の自由な意志によって結成されている、親睦や住民自治のために作る団体。
	児童相談	保護者だけではなく、子ども自身、地域住民から子どもや家庭の問題について受ける相談のこと。
	市民活動支援ステーション	NPO などの市民活動を支援するため、団体活動の PR のためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営のご相談に応じる施設。
	市民後見人	認知症や障害などで判断能力が不十分になった本人に代わって、紛争性の少ない日常的な金銭管理などを行う、一定の知識・態度を身に付けた一般市民の成年後見人。
	社会資源	利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術等を総称するという。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動のこと。
	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届け出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。
	障害者相談支援センター	障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関のこと。
	ショートステイ	短期入所生活介護のことで、高齢者が特別養護老人ホームやショートステイ専門施設等に短期間入所する介護保険サービスのこと。
	自立支援	対象者の主体性や意向を尊重しながら、就労促進などの自立に向けて行う様々な相談・支援のこと。

	用 語	内 容
さ	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動を行っている。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
	生活圏域	ふだんの暮らしの中で、住民が行動する範囲。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成 27 年 4 月施行。
	生活支援	配食、外出支援等、高齢者や障害のある人が、在宅で自立した生活ができるように行う支援。
	生活支援コーディネーター	支援を必要としている高齢者と地域で活動しているボランティアを結びつけたり、各生活圏域の協議体の活動を支援したりする専門職。
	生活福祉資金	生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、生活費等の必要な資金の貸付け等を行うもの。都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施する。
	生活ホーム	自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情などによってそれができない身体障害のある人又は知的障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設のこと。
	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長すること。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。

	用 語	内 容
さ	精神保健福祉士	平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	第2層協議体	地域住民が主体となって、“自分たちでできる範囲内”の住民同士の助け合いの仕組みや、つながりづくりの方法等について検討をしている集まりのこと。協議体は、市内5つの地域に設置しており、地域包括支援センターに設置している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協力し、地域の課題などを解決するため、各地域の特性に応じた取組等を検討している。
	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きること。
	地域医療	病院などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域住民の健康を支える医療体制のこと。
	地域活動支援センター	障がいのある人等が通い、地域の実情に応じて創作活動や生産活動の機会を提供するなど、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設。
	地域懇談会	自治会・町内会や子ども会、PTA、民生委員、市民活動団体、事業者、大学生等、様々な方が参加し、地域の課題や魅力について懇談する会。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。

	用 語	内 容
た	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	地域防災アドバイザー	災害に強いまちづくりを目指し、地域の防災力向上と減災のために、活動し、地元の自治会や自主防災組織及び避難所運営等に対し、助言や運営の協力を行っていく人たちのこと。
	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、総合的かつ計画的な対策を定める計画。
	Twitter	小鳥のさえずり、おしゃべりの意。日本ではつぶやきと意識される。インターネット上で、不特定多数の人に向けて140文字以内の文（ツイート）を発信したり、また、ほかの人の投稿を読んだりすることができるサービス。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語の Domestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デイサービス	通所介護のことで、利用者が日帰りで介護の専門施設に通い、入浴や食事等の日常生活上の支援を受けながら、日常生活で活かせる機能訓練、レクリエーション等を行う介護保険サービス。利用者にとっては、心身機能の維持・回復を目指しながら、家族以外と交流する機会になる。
	出前講座	様々な福祉の情報をメニュー化し、団体からの申請を受け、出張して講座を行う。
	登録手話通訳者	朝霞市社協に登録されている手話通訳者のこと。病院の診察や市役所での手続き等の際に派遣することができる。
な	乳酸飲料配付事業	介護サービスや配食サービス等を利用しておらず、市内に子が在住していない75歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、乳酸飲料を直接手渡し、安否確認する事業。
	妊産婦	妊娠中や出産前後の女性。
	認知症	様々な原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出る状態が継続する疾病の総称。

	用 語	内 容
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
	認知症地域支援推進員	市町村における認知症に関する相談対応や、地域での医療・介護等の連携の推進役。
	ネットワーク	網の目のようなつながりのこと。
は	はあとねっと会議	市内の障害福祉施設間の連携や情報交換を行うことを目的に、社協から声をかけ立ち上げた会議の名称。
	配食サービス	自ら食事の支度をするのが困難な 65 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯に食事（昼食）を配達すること。有料。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。
	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。
	福祉意識	基本的人権を尊重し、他人を思いやり、お互いを助け合おうとする意識。
	福祉関係団体	高齢者や障害のある人、子ども、介助を必要とする人、生活困窮者などへの支援を行う団体。
	福祉教育	小・中学校や一般企業、市民活動団体等に対して、「福祉」を身近に感じてもらう機会となるよう、車いす体験や障害のある人の講演等を通じて誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的にした教育のこと。

	用 語	内 容
は	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある人などを対象に、専門員※1が相談を受けて支援計画等を作成し、安心して生活が送れるように、定期的に生活支援員※2が訪問し、福祉サービスの利用の援助や日常生活上の手続きをお手伝いする有料のサービスのこと。 ※1 専門員・・・初期相談から支援計画の作成や見直し、生活支援の調整等、利用者の状況に合わせた支援を行う職員の名称。 ※2 生活支援員・・・支援員が作成した支援計画に基づき、具体的な援助を行う人の名称。
	福祉施設	各種の法律により、社会福祉のために作られた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。
	福祉タクシー	身体障害のある人の移動をサポートする車両。介護保険の適用がなく、利用者の乗降介助等を行わない。
	福祉避難所	避難所生活を余儀なくされた要配慮者が、介護等の専門的な支援を受けながら避難所生活を送るための施設。
	保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。刑務所等の矯正施設で行われる施設内処遇に対し、社会内処遇と呼ばれる。
	保護司	地域社会の中で、ボランティアとして、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
	ボランティア活動	誰もが人間らしく豊かに暮らせる社会になるよう、身近なところでできることを金銭的な報酬を期待せずに自ら進んで行う活動のこと。
ま	見守りネットワーク	朝霞警察署と朝霞市社協が結んだ協定のこと。この見守りネットワークの協定により、朝霞警察署から提供される「地域防犯支援情報」を活用した情報提供を行っている。

	用 語	内 容
ま	民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
	メール配信サービス	「防災行政無線放送内容」や「災害情報」などの内容について、メールで配信するサービスのこと。
や	YouTube	インターネット上での動画共有サービス。You は「あなた」、「Tube」はブラウン管（テレビ）の意。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍といった様々な差異を問わず、誰もが利用することができるように施設・製品・情報等を設計（デザイン）すること。
	要介護者	要介護認定者のうち、要介護1から要介護5の人。
	要介護認定者	介護保険からサービスを受ける必要があると判定された人。程度に応じて、要支援1から要介護5まで、7段階の区分がある。
	要支援者	要介護認定者のうち、要支援1及び要支援2の人。
	要配慮者	高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人等、災害時に限らず一般に配慮を要する人。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行うための機関。
	要約筆記	聴覚障害がある人に対する情報保証手段の一つで、話し手の話の内容をつかみ、文字にして伝えること。
ら	LINE	スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットで 사용할 ことができる無料のコミュニケーションツールのこと。
	療育手帳	平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもの。知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

第4期朝霞市地域福祉計画
第4期朝霞市地域福祉活動計画
令和3(2021)年3月

[発行] 朝霞市
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

[編集] 朝霞市福祉部福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
T e l 048-463-1111(代表)
F a x 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会
地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎 51-1
T e l 048-486-2479(代表)
F a x 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>